

## 電力供給仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 市役所燕庁舎ほか 21 施設で使用する電力の供給  
(1 年間予定使用電力量 約 1,625,200kWh)
- (2) 履行場所 別紙 1 のとおり
- (3) 業種 (用途) 庁舎、保育園、公民館、保養センター等

### 2 仕様

- (1) 電気方式等 別紙 1 のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
  - ア 契約電力 別紙 2 のとおり  
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
  - イ 予定使用電力量 別紙 2 のとおり  
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見積金額の算定にあたっては、別紙 2 に記載の「契約電力」及び「年間電力量」により 1 年間の金額を算定すること。
  - ウ 最大需要電力実績 別紙 3 のとおり
  - エ 使用電力量実績 別紙 3 のとおり
- (3) 供給期間  
令和 3 年 8 月 1 日 0 時から令和 4 年 7 月 31 日 24 時まで (1 年間)
- (4) 供給地点  
対象建物の燕市所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、供給時の一般送配電事業者等の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ。

### 3 その他

- (1) 原則として、入札公告に掲げる供給期間は同一単価とする。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、協議による。
- (3) 見積金額の算定にあたっては、力率は 100% とし、燃料費調整及び再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、燕市管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。

- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1 kW とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は1 kWh とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
  - エ 力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (5) 料金の支払いについて、燕市の指定する施設については口座振替で行うこととし、かかる手数料については電力供給者の負担とする。指定のない施設については、燕市と電力供給者で協議の上決定する。
- (6) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに施設へ通知するものとする。各施設の使用電力量等については取りまとめの上、燕市の指定する様式（別紙4のとおり）による電子データにて、8月分から12月分を1月末日までに、1月分から7月分を8月末日までに、報告するものとする。
- (7) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者等と調整すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。